

環循規発第 2012241 号
環循施発第 2012241 号
令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長
（公印省略）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長
（公印省略）

微量 PCB 含有電気機器の課電自然循環洗浄実施手順書の改正について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。さて、微量 PCB 汚染絶縁油を含有している使用中の変圧器（以下「微量 PCB 含有変圧器」という。）は、一般に高濃度 PCB 使用製品に比べて新しく、寿命を十分に残した使用中のものが多数存在することから、経済産業省及び環境省では、使用中の微量 PCB 含有変圧器から PCB を除去する課電自然循環洗浄法について、環境保全及び電気保安を確保した具体的な洗浄手順について検討を行い、平成 27 年 3 月 31 日付け環廃産発第 1503319 号及び平成 29 年 4 月 18 日付け環廃産発第 1704189 号により「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」について通知したところである。

今般、経済産業省及び環境省は、「微量 PCB 廃棄物等の適正処理に関する研究会」を開催し、変圧器のうち中間室を洗浄対象部位に含めること並びに元油 PCB 濃度の上限及び課電期間について検討を行い、別添のとおり手順書を改正したので通知する。

貴職におかれては、同資料について、管内の関係者に対する周知、指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

以上